

(注) この表に定める研修の課程は、別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。	合 計	見学	福祉事務所、保健所等の保健福祉に係る公的機関の	八	二一〇	介護技術に関する講義	二八
		演習	ケアマネジメント(サービスの利用者が居室において日常生活を営むために必要なサービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該利用者の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容等を定めた計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービスを提供する者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいう。)に関する演習	六	六	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	一六
		演習	介護技術に関する演習	二〇	三〇	支障が困難な事例に関する演習	二〇
		実習	介護実習	七六	六	福祉用具の操作法に関する演習	六
						事例の検討に関する講義を行うこと。	事例の検討に関する講義に四時間以上充てること。

別表第二(第一号関係)				別表第三(第二号関係)			
区分	科	目	時間数	区分	科	目	時間数
		社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	六			福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	三
		障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	六			障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	四
		居宅介護に関する講義	五			居宅介護に関する講義	三
		障害者及び老人の疾病 障害等に関する講義	一四			障害者及び老人の疾病 障害等に関する講義	三
		介護技術に関する講義	一一			介護技術に関する講義	三
		家事援助の方法に関する講義	四			家事援助の方法に関する講義	三
		相談援助に関する講義	四			相談援助に関する講義	三
		医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	八			医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	三
		福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	四			福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	三
		介護技術に関する演習	三〇			介護技術に関する演習	三〇
		居宅介護計画の作成等に関する演習	五			居宅介護計画の作成等に関する演習	三
		レクリエーションに関する演習	三			レクリエーションに関する演習	三
		介護実習	一四			介護実習	一四
		身体障害者デイサービスセンター、知的障害者デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	六			身体障害者デイサービスセンター、知的障害者デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	六
		合計	一一〇			合計	一一〇
		備考				備考	